

現代社会を『関係性』という観点から考える

③非行とは行うものなのか巻き込まれるものなのか

更生保護官署職員 三浦恵子（社会福祉士・精神保健福祉士）

1 はじめに

連載 14 では『「開く」ことと「閉じる」こと』と題して私見を述べさせていただき、それに続くかたちで、連載 15 では『つながりが支えるところ』と題して、社会的には容認されないような要求を次々と親族や支援者に行うことで結果的に物理的にも心理的にも「閉じた」生活となり社会的孤立に至り心身状態の悪化を招いてしまった高齢者（単身生活者）の事例について考察を行いました。連載 16 では、連載 14、15 の流れを引き継ぐかたちで、『「見える」ことと「見えない」こと』という切り口で、現代社会を関係性という観点から見直してみました。それを受けるかたちで連載 17 では、これまでの連載を踏まえ、「地域社会」との「関わり方」を考えると題して、まさに「地域社会」との「関わり方」を私なりに考察してみました。

つまり、本連載では「地域社会」で生きるということについてほぼ一貫して考えてきたともいえます。そして今まさに現代社会においては、（望まない）「孤立」「孤独」が問題となっています。支援機関とつながらないまま命を落としてしまうような事態になったり、拡大自殺的な事件が発生する例もあまたあります。家族介護が行き詰ってしまった上での介護殺人、子育てに悩んだ末の子殺しなどがその例であると言えます。

こうした点について連載 18 では「自分は誰かとつながっている」という感覚があるかということと題して問題提起をさせていただき、続く連載 19 回では「自分は誰かとつながっている」という感覚を持つために私が必要だと痛感している『関係性』をメンテナンスをする～「当たり前」と思うことの陥穽について、連載 20 では、『関係性』をメンテナンスをする～「当たり前」と思うことの陥穽について、それぞれコロナ禍の中を生きていくうえで関係性について私見を述べさせていただき、連載 21 では、Society から Home へ矮小化していく社会について私見を述べさせていただきました。

本連載も5年を超え、コロナ禍はじめ連載開始時と社会情勢は大きく変化しています。私自身も専門性の殻に閉じこもることなく、業務上・業務外での連携において学んだことや様々な関わりの中で学びまた考えさせられたことを連載原稿に落とし込み、主題そのものはぶれることなく視野をより広くして原稿を記載していきたいと考えています。

連載 23 では「自助、共助、公助」の他に、制度が既存のものとして含んでいる「家族助」について、地域包括ケアシステムの在り方について私見を述べさせていただきました。連載 24 ではすこし角度を変え、自分が「知っている」だけの世界で生きることの危うさと題し、私自身が実際に直面したり間接的に関わったことをベースに、「知っている」ことだけの生活で生きるということに含まれる一種の「危うさ」、「知らない」ことが「意識しない排他性」につながるなどについて、引き続き連載 25 では「知らないことが不安や排除につながる」ということというテーマでそれぞれ私見を述べさせていただきました。連載 26 では、大学生に刑事政策と司法あるいは更生保護について話をする機会に感じたことをベースに「今の社会」に対する若者の不安に、大人としてどう向き合うのか」というテーマで私見を述べさせていただき、続く連載 27 では、私が昨今感じてい

る「理想とされる家族は今や『描かれるもの』の中にあるものか」ということにつき、課題提起の意味合いをこめ私見を述べさせていただきました。

その後の連載 28（連載 29 と記載していますが 28 に修正します）では「自分には支えてくれる人がいる」「まだできることがある」と誰もが感じることが出来る社会へと題して、「愛と仕事」（フロイト）及び「居場所と出番」（犯罪対策閣僚会議）に言及しました。それを受けて連載 29 は、家族介護当事者の立場から、「選べない日々」を過ごす人々への「まなざし」と題して、様々な境遇のただなかにある人を「社会がどう見るか」という点について、私見を述べさせていただきました。これに関連し、直近の連載第 30 回では「改めて「介護は誰が担うべきか 家族・親族・地域社会の関係性を踏まえた一考察」として、連載 6「刑事政策から見た「介護」～高齢犯罪者による殺人事件を一例として」を更に深めるかたちで、厚生労働省のデータ等にも言及しつつ、家族アセスメントという観点から更に掘下げて私見を述べました。

今回は、久々に「少年非行」をメインのテーマにとりあげていきます。ここでもテーマになるのは「関係性」です。

1 はじめに 「少年非行」は増えているのか

まずここで述べる「少年」とは、少年法上の「特定少年」（18 歳、19 歳）を含んでいることを御了承ください。

いわゆる「トー横キッズ」などの報道により、居場所のない少年のリスクの高い行動などについて耳にした方は少なからずあるかと思われます。

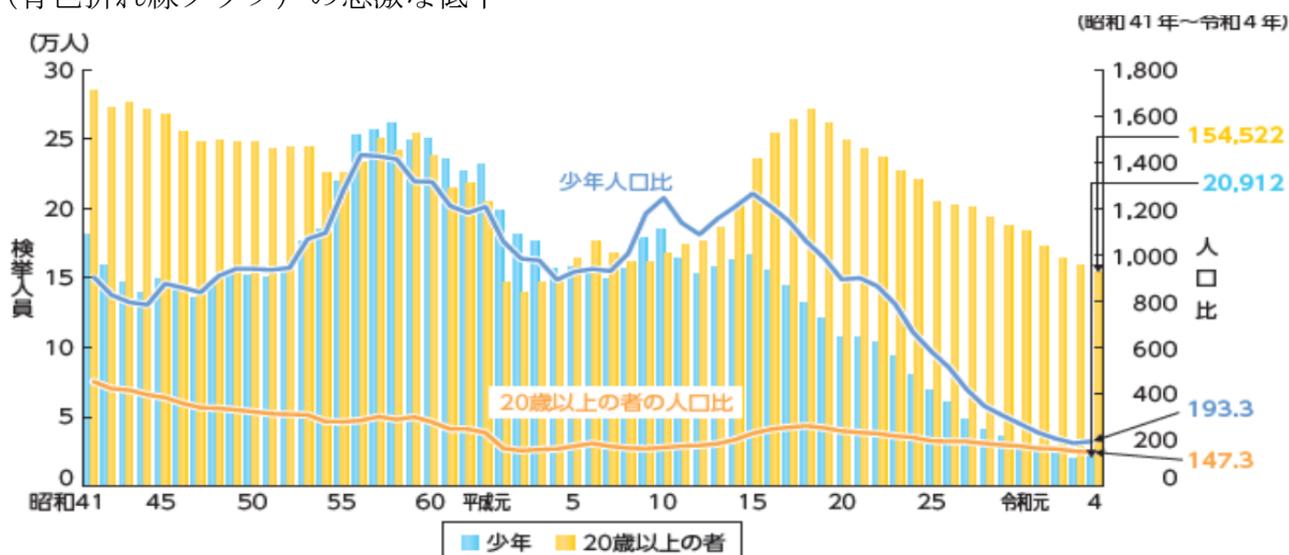
また、特殊詐欺案件の末端の役割を担っている少年（少年法上の特定少年である 18 歳、19 歳を含む）が逮捕されるとい報道に触れることもあります。

それだけを切り取って見ると、「少年非行（触法行為など含む）が増えている」ように感じられる向きもあるのではないのでしょうか。

しかし、実際には、少年が抱える様々な課題や問題が「非行」という形で表出されることは年々減少していることは、下記のグラフを見ていただくとよくわかります。

非行少年処遇の概要（令和 5 年版犯罪白書の概要）

報告者注（特に留意すべき点）少年による刑法犯 検挙人員・人口比の推移少年人口比（青色折れ線グラフ）の急激な低下



少年による刑法犯検挙人員の減少については、大学等で講義で説明する際学生の方から「少子化で子どもが減っているのが原因ですか」といった類の質問をされることが少な

からずあります。そうした質問に対しては、検挙人員（いわゆる人数）ではなく、人口比（折れ線グラフ）に注目するように示唆しています。10万人あたりで検挙された人数の割合は、20歳以上の人口比（データが令和4年のため）の減少傾向に比較しても、青色の少年人口比は急激に減少しています。いわゆる戦後第三期少年非行のピーク時である昭和50年代後半減少し、平成10年～15年頃に増加したものの、それ以降は急激に増加しピーク時の7分の1程度の比率となっています。

「いくら少子化といっても、子どもの人数が7分の1まで減っているわけではないですよ」と説明すると、先の質問をした学生も納得されます。

2 では「少年非行」が減少しているから現代の少年はみんな「問題がない」のか

上記1のような説明をした後、私が学生等に問いかけるのは、標記のような内容です。つまり、「見えやすい」逸脱行動である「非行」というかたち以外で、少年が抱える問題、課題、いまどきの言葉でいえば「生きづらさ」が表出していると考えられるからです。

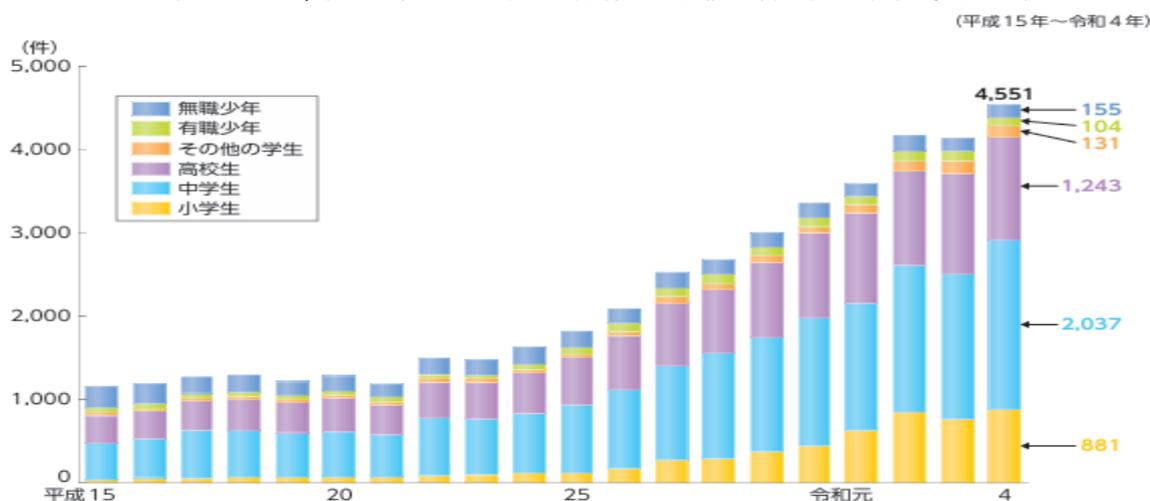
たとえば「家庭内暴力」「いじめ」「不登校」「児童虐待」等はどうでしょうか。

まず、令和5年版犯罪白書から該当部分を引用してみます。

少年による家庭内暴力認知件数の推移（就学・就労状況別） 令和5年版犯罪白書 125頁

少年による家庭内暴力事案の認知件数の推移（最近20年間）を就学・就労状況別に見ると、3-15-1図のとおりである。認知件数の総数は、平成24年から増加し続け、令和3年は減少したものの、4年は再び増加し、4,551件（前年比9.9%増）であった。特に、近年、小学生が大きく増加しており、令和3年は減少したものの、令和4年は881件（同15.6%増）であった。

3-1-5-1 図 少年による家庭内暴力 認知件数の推移（就学・就労状況別）



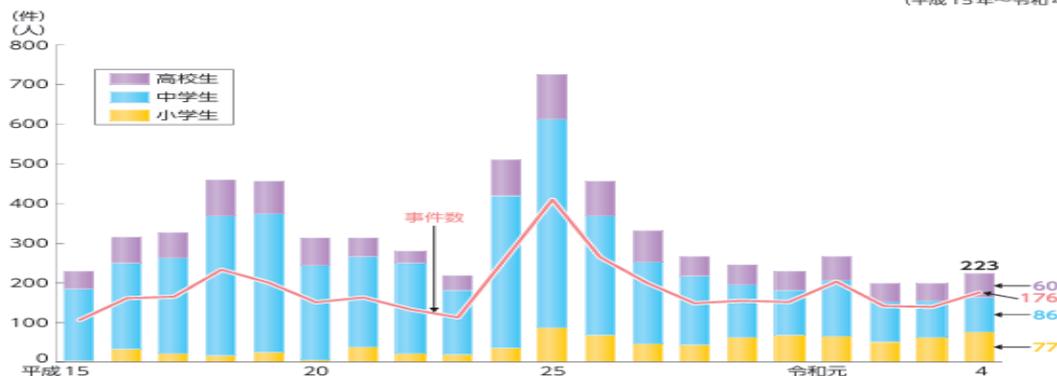
いじめ 令和5年版犯罪白書 126頁

警察において取り扱ったいじめに起因する事件の事件数及び検挙・補導人員の推移（最近20年間）を見ると、3-1-5-2図のとおりである。事件数及び検挙・補導人員は、昭和60年に638件、1,950人を記録して以降、63年の97件、279人まで大きく減少し、その後の増減を経て、令和4年は176件（前年比26.6%増）、223人（同12.6%増）と、いずれも増加した。

3-1-5-2 図いじめに起因する事件

事件数・検挙・補導人員の推移

(平成15年～令和4年)



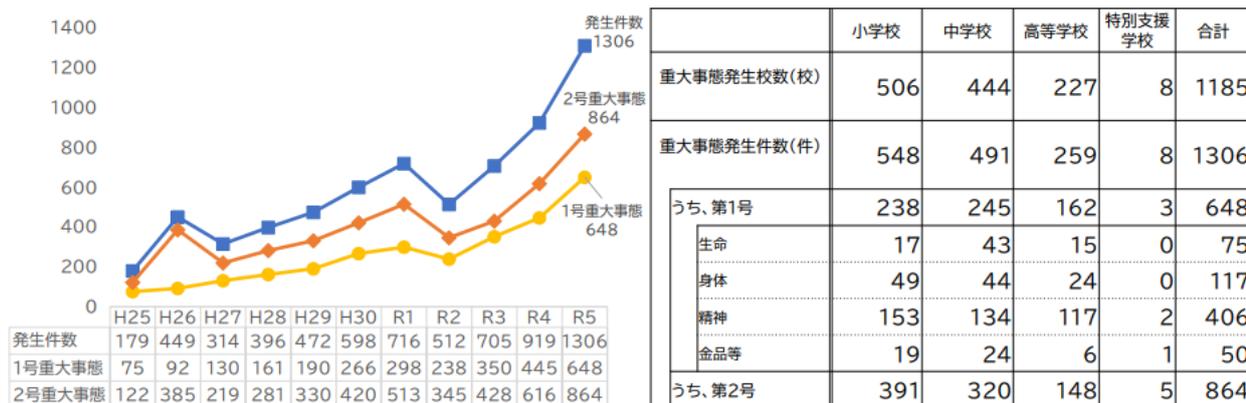
注 1 警察庁生活安全局の資料による。
2 「いじめに起因する事件」とは、いじめによる事件及びいじめの仕返しによる事件をいう。

また、いじめについては文部科学省からもデータが発表されています。

本原稿執筆中に文部科学省から「令和5年度いじめの重大事態児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」(文部科学省 R6. 10. 31 報道発表資料) が公表されました。これが最新のオープンデータであり、こちらでもこのデータから要点と思われる部分を下記に引用します。

いじめの重大事態

いじめの重大事態の発生件数は、1,306件(前年度919件)であり、前年度から387件(42.1%)増加し、過去最多となった。増加の背景として、いじめ防止対策推進法の理解が進んだことによる重大事態の積極的な認定や保護者の意向を尊重した対応がなされるようになった一方、学校としていじめの兆候を見逃してしまうなどの早期発見・早期対応への課題や個々の教員が一人で抱え込んでしまうなどの組織的な対応への課題があったことなどが考えられる。なお、重大事態のうち、490件(37.5%) (前年度356件(38.7%))は、重大事態として把握する以前にはいじめとして認知されていなかった



	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
重大事態発生校数(校)	506	444	227	8	1185
重大事態発生件数(件)	548	491	259	8	1306
うち、第1号	238	245	162	3	648
生命	17	43	15	0	75
身体	49	44	24	0	117
精神	153	134	117	2	406
金品等	19	24	6	1	50
うち、第2号	391	320	148	5	864

いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数

※ いじめ防止対策推進法第28条第1項において、学校の設置者又は学校は、重大事態に対処するために調査を行うものとする規定されており、当該調査を行った件数を把握したもの。

※ 1件の重大事態が第1号及び第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上

されている。

※ 同法第 28 条第 1 項に規定する「重大事態」とは、第 1 号「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」第 2 号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」である。

そしてまた「不登校」についても増加傾向にあります。これは冒頭「非行少年」の増減で述べた「人口率」ではなく、人員数であり、少子化でありながら数が増えているということになります。ここでも先に言及した令和 5 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要（文科省 R5. 10. 31）からデータを引用します。

長期欠席のうち小中学校における不登校

長期欠席のうち小・中学校における不登校：小・中学校における不登校児童生徒数は 346,482 人（前年度 299,048 人）であり、前年度から 47,434 人（15.9%）増加した。11 年連続増加し、過去最多となったものの、増加率は前年度と比較して若干低くなった（R4 22.1% → R5 15.9%）。在籍児童生徒に占める不登校児童生徒の割合は 3.7%（前年度 3.2%）。なお、出席日数が 0 日の者は 3.1%（前年度 3.2%）、出席日数が 1～10 日の者は 7.4%（前年度 7.5%）だった。また、欠席日数が 30～49 日の者は 22.3%、欠席日数 50～89 日の者は 22.7%、90 日以上欠席している者は 55.0%（前年度 55.4%）だった。増加の背景として、児童生徒の休養の必要性を明示した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の趣旨の浸透等による保護者の学校に対する意識の変化、コロナ禍の影響による登校意欲の低下、特別な配慮を必要とする児童生徒に対する早期からの適切な指導や必要な支援に課題があったことなどが考えられる。

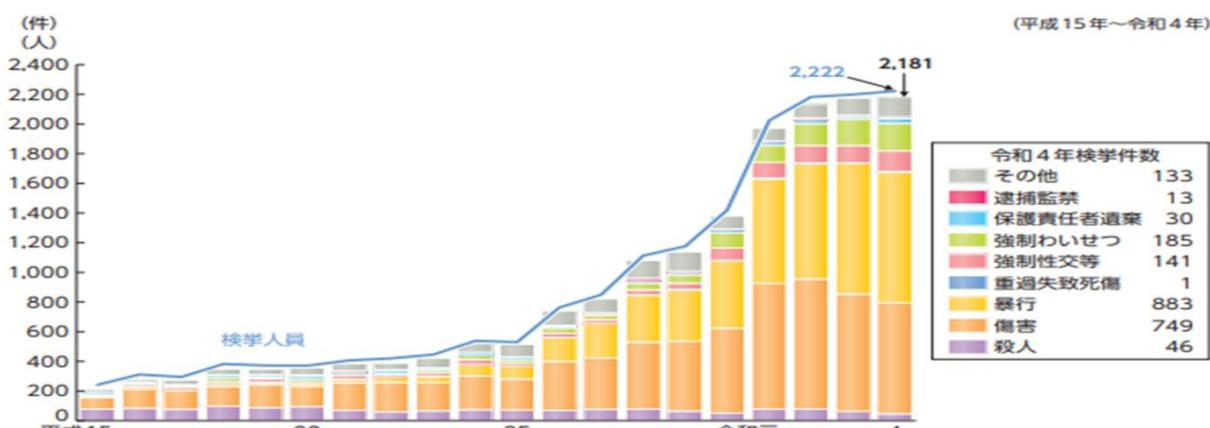
長期欠席のうち高等学校における不登校

高等学校における不登校生徒数は 68,770 人（前年度 60,575 人）であり、前年度から 8,195 人（13.5%）増加し過去最多となったものの、増加率は前年度と比較して若干低くなった（R4 18.8% → R5 13.5%）。在籍生徒に占める不登校生徒の割合は 2.4%（前年度 2.0%）。増加の背景として、高等学校進学やクラス替え等に伴う不適應の増加やコロナ禍の影響による登校意欲の低下などが考えられる。不登校生徒について把握した事実としては、高等学校においては、「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。」（32.8%）が最も多く、続いて「生活リズムの不調に関する相談があった。」（26.7%）、「不安・抑うつ等の相談があった。」（16.7%）、「学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた。」（15.4%）、「いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった。」（11.0%）の順が多かった。

次に、児童虐待については再び令和 5 年版犯罪白書からデータを引用します。

児童虐待に係る事件 検挙件数・検挙人員の推移（罪名別）（令和 5 年版犯罪白書 210 頁）

検挙件数及び検挙人員は、平成 26 年以降大きく増加し、令和 4 年は 2,181 件（前年比 0.3%増）、2,222 人（同 1.0%増）であり、それぞれ平成 15 年（212 件、242 人）と比べると、約 10.3 倍、約 9.2 倍であった。罪名別では、特に、暴行や強制わいせつが顕著に増加している。なお、強制わいせつについては、平成 29 年法律第 72 号による刑法の改正により、監護者わいせつ等が新設され、処罰対象が拡大した点に留意する必要がある（白書 210 頁）。



3 「非行」が減少する状況下でも注目されている特殊詐欺案件

非行の少年人口比の減少については冒頭でも言及しましたが、非行の中でも「特殊詐欺案件」については、少年がその末端（受け子等）を担うことなどにより注目を集めているものです。以下令和5年版犯罪白書からデータ等を引用します。

特殊詐欺（令和5年版犯罪白書の記載）

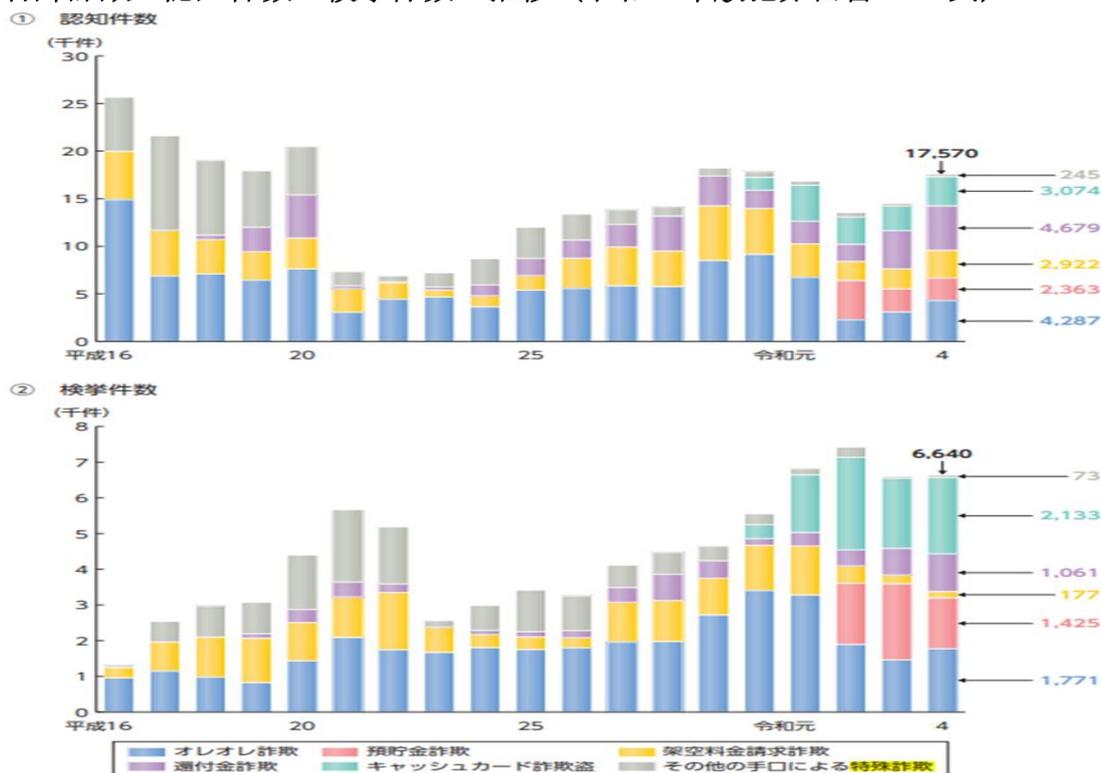
（特殊詐欺とは）被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪の総称。

現金等を脅し取る恐喝及びの認知件数、検挙件数及び被害総額（現金被害額及び詐取又は窃取されたキャッシュカード等を使用してATMから引き出された額（以下「ATM引出し額」という。）の総額をいう。ただし、ATM引出し額については、平成21年以前は被害総額に含まれず、22年から24年までは、オレオレ詐欺に係るもののみを計上している。）の推移（統計の存在する平成16年以降）は、左図のとおりである。

令和4年における特殊詐欺の認知件数及び被害総額は、いずれも前年と比べて増加、それぞれ17,570件（前年比21.2%増）、約371億円（前年比31.5%増）であり、被害総額は8年ぶりに増加した。主要な手口別に見ると、預貯金詐欺（親族、警察官、銀行協会職員等を装い、「あなたの口座が犯罪に利用されており、キャッシュカードの交換手続きが必要である」等の名目で、キャッシュカード、クレジットカード、預貯金通帳等をだまし取る（脅し取る）もの）以外の手口では、認知件数及び被害総額が前年と比べて増加しており、特にオレオレ詐欺は、それぞれ4,287件（前年比1,202件（39.0%）増）、約129億円（前年比42.7%増）と大きく増加した（警察庁刑事局の資料による。）

このように「特殊詐欺」は非行・犯罪ですが（これも後述するように積極的に参加するというよりは「巻き込まれる」という形態があります）、いじめや不登校といった形で生きづらさなどを表出している少年（あるいは児童・生徒）が増加していることには注目すべきだと考えます。

特殊詐欺 認知件数 検挙件数の推移（令和5年版犯罪白書 18頁）



4 「非行」は「自ら行う」ものから「巻き込まれるもの」になったのか？

検挙される非行少年の減少とともに、かつて（私の体感では成20年代頃まで）大都市の繁華街ではなく、ごく普通の駅前や住宅街の一角、コンビニなどの前でたむろする少年たちの姿が消え、暴走族などのグループ非行も減少していきました。漫画やアニメ等でわかりやすくデフォルメされた「ヤンキー」「番長」といった格好をした少年をリアルに見ることも少なくなっていったと感じています。「暴走族」などのリアルなグループにおいては加入することによってその集団内の「掟」「ルール」を守ることを課され、「役割」があり、上下関係もあります。揃いの特攻服（暴走族の名称や、「天上天下唯我独尊」「夜露死苦（よろしく）」といった文言を刺繍したツナギのこと。これも処遇場面でリアルに見た対人援助職の人は少なくなっているのではないのでしょうか）といったツールは集団内での絆を強めることもある一方、「掟」「ルール」を破れば相応の制裁もあるなどするため、現代の少年にとっては、絆の魅力よりも煩わしさを強く感じるのだろうと考えられます。

一方、インターネットの発達とそれを利用するツールを所持することの低年齢化により、保護者が設定したフィルタリング機能などを難なく解除して、オンラインゲームなどで多額の課金をしたり、危険なサイトにアクセスすることにより結果的に金銭トラブルに「巻き込まれたり」することもよく聞かれます。私自身、地下アイドルにハマリ（「沼る」というそうです）、課金をすれば「推し」のアイドルと会話ができるということを見てどんどん課金をしていったという軽度知的障害の少年の事例を既に平成終期に経験しています。つまり、こうした危険なサイトでの金銭トラブルに「巻き込まれる」のと同様に、抗うことができない魅力的なこと（典型的なものが非常に高額な報酬）に惹きつけられ「巻き込まれる」のが現代の特殊詐欺といった見方もあります。

私も教員関係者等に対する研修の講師などを務める際などに、教員などの方々からそ

うした不安をお聞きすることもありますし、実際に東京都内の高校では闇バイトの危険性を伝える特別授業も実施され、その内容がテレビで報道されていました。以下にその報道の一例(概要)をお示しします。なお、特定を避けるため、固有名詞は●●というかたちで伏せています。

闇バイトの危険性伝える” 東京 ●●区の高校で特別授業 (NHK 首都圏 webR6. 10. 2)

闇バイトに関わったとみられる強盗傷害事件が発生した現場に近い東京・●●区の高校で R6. 10. 2、安易に犯罪に加担することへの危険性などを伝える特別授業が行われた。都立●●高校で行われた特別授業には、全校生徒が参加した。高校から●キロほど離れた場所では R6. 9. 28、闇バイトに応募したとみられる若者らが住宅に押し入り、金品を奪った上、親子にけがをさせる強盗傷害事件が発生している。警視庁●●警察署の●●署長は、「管内で起きた強盗事件では、逮捕した容疑者の1人が『闇バイトで雇われた』と話している。闇バイトは非常に甘いことばで皆さんを誘惑してくるので注意して欲しい」などと述べた。特別授業にはアイドルグループ●●のメンバーの●●さんも参加し、クイズに答えながら、「闇バイトの指示役は、身分証などの写真を送らせて、逃げられないよう脅すこともあるので、募集には応じないことが大切だ」と呼びかけていた。●●警察署の●●課長は、「『短時間』『高収入』などの甘いことばにだまされないで欲しい。怪しい話は疑い、警察に相談して欲しい」と話していた。

私も高校等で生徒を対象にした出張講座を行ったことがあります。通常事前にどの授業のコマで行うのかといったことなどを年度当初から担当教諭の方と細かく詰めていきます。しかしこの「特別授業」は事件発生から間を置かずに実施され、全校生徒、つまり全学年が参加しています。報道で知る限りで準備段階のことは知り得ませんので、企画そのものは年度当初から予定されていて、そこにたまたま事件が重なったのかもしれない。しかし事件発生と特別授業実施のタイミング、全学年が参加といったことを考えると、「特別授業」というより「緊急授業」のような印象を受け、それだけ学校や保護者の方が強い危機感を持たれているのだとも感じられました。

つまり、非行というものが、「思春期特有の社会への反発などにより積極的に行うもの」というものから、「社会を知らない」「未熟な」少年が「悪い大人によってたくみに騙されていくもの」という認識の転換があるようにも感じるのは私だけでしょうか。

また、こうした非行に向かう端緒として、次に述べるような独特のことばが使用されることも考慮の内にいれるべきだと考えています。

5 ブラックバイトという言葉

「ブラックバイト」という言葉を最初に耳にした時、かつて社会の耳目を集めた「合法ドラッグ」(後に呼称は危険ドラッグと変更)という言葉に通じるような感覚を私は持ちました。

「合法ドラッグ」という言葉は、「ドラッグ」という「危険なもの、怪しいもの」という印象を持ちがちな(実際そうですが)言葉の前に、敢えて「合法」という言葉を付け加えることによって、そこにアクセスする心理的なハードルを下げる、違法ではないと強調しているもの、と私は感じていました。

そして今回の「ブラックバイト」について述べさせていただくと、そもそも「アルバイト」というのは、昭和～平成初期においては、例えば大学生であれば大学生協や求人誌を通じて見つける、あるいは顔の見える関係(近所の方や親戚など)で依頼されたり店舗の張り紙を見てそこで働くといったもの、あるいは季節的なもので多量の人手を確保しなければならないものは、部活やサークルなどで代々引き受けてきたものもあったというのが、平成初期に大学生活を送った私の経験です。つまり、大学生という(一般的には)「社会のことをあまり知らない」者であっても、大学生

協などの「大人のチェック」が入ったものであれば、まずは安心して応募でき、万が一トラブルがあってもそこに相談できるシステムがあったと思われまます。もちろんそうした時代でも、求人誌等で法外な額を提示されているアルバイトがないわけではありませんでしたが、そこは友人等と相談するなどして、「こんなおいしい話はやっぱり現実的ではない」「あぶないからやめよう」といった結論に至り、応募を見送るという選択もできました。

ちなみに、部活・サークルに対して依頼される季節的なアルバイトというのは、私が神社仏閣の多い地域で大学生活を送ったこともあり、お正月や受験シーズン前の準備作業、あるいは伝統的な御祭の運営を支えるスタッフというものが多く、地域性の強いものだと感じていました。しかし、大学卒業後異動(転勤)の多い国家公務員になると、転居を伴う異同となった時には引越し業者さんを依頼する機会も多くあります。平成も終わりの頃に依頼したある引越し業者さんには、地元で強豪として知られる女子スポーツの部活メンバーが作業チームに入っていました。引越し業者さんは「転勤に伴う転居が集中するこの時期でも、この大学の部活に対してお願いすると確実にスタッフを出してもらえる。そのうえ、遅刻などもなく仕事もテキパキしていて安心して任せられる」と話しておられ、アルバイトスタッフである女子学生も笑顔で「このバイトは新学年が始まる前の休み期間に部活の遠征費などを稼ぐことができるし、筋トレにもなって一石二鳥なんです」と笑顔で話していたことが印象的で、自身が経験していた「顔の見える関係でのアルバイト」がまだ続いていたことにも驚きました。

一方で、ブラックバイトは、人を集める側は(犯罪なので当然ですが)自分たちの身元がわからないように様々に工夫をする一方、応募してきた側の個人情報を一いち早く握り、そこから脱出できない、相談できないようにするのが常道です。

ですから、「ブラックバイト」に応募した結果、特殊詐欺の役割の末端を担うことになって逮捕されても、「自ら選択して非行・犯罪を行った」というよりは「巻き込まれた」という感覚が強いと感じられますし、「ブラックバイトに巻き込まれないように」という啓発なども電車内広告その他で多く行われていますが、これも「巻き込まれない」というトーンが強いものだと私は感じています。

そして「闇バイト」「ブラックバイト」などの報道に接する際、私自身がいつも考えるのが、「相談することが重要であると啓発すること、相談先を教示することはもちろん重要である」「しかしそれだけではなく、援助希求性という観点をこの問題ではもっと考えなければならぬのではないか」ということです。「困った時に適切な相手に相談をする」ということは想像以上に難しいことです。なぜなら、「相談」とは自分の弱さを相手に開示することが前提であり、相手、それは大人や社会全般に対する信頼感がないとできないことだからです。

6 安心して「相談できる」社会をつくる重要性

「相談する」ことの重要性を強調したり、あるいは困った時の SOS の出し方などを練習する場面はよく見受けられます。自殺防止やいじめ対策が主たる場面でしょう。

ただ「相談」というものは「困っていることを打ち明ける」という「弱さの自己開示」であるので、相談する相手への信頼がないとできないものです。ですから「相談できる能力」さらに踏み込んでいえば「援助希求性」を高める取組をする、つまり、被害者的立場になりうる者に一定の能力を求めるような取組だけでは私は足りないと感じています。

実際に、様々な自治体などでポータルサイトが作成され、そこから支援につながる場合もあれば、重層的支援体制整備事業として、「地域まるごと」といった形で相談を受けやすくする窓口も整備されつつあります。ただ、そこに配置されているスタッフの数や体制などは自治体によって様々です。たとえば東京都内の某区(人口約 100 万人)では、区内の 20 数か所に 2 人ずつスタッフを置く体制を整備していますが、隣県で同じく人口 100 万人を要する自治体では、相談窓口は 1 か所、スタッフは 2 人ということもあります。

こうした体制整備には予算や人員も必要であり、スムーズな運営には時間を要します。ですか

ら、こうした公的な窓口の整備を待つだけではなく、我々大人、特に対人援助職においては「この人になら気軽に相談しやすい」状態であるかどうかを顧みることが必要だと感じています。

たとえ専門性や技術を持っていても、業務が立て込んでいたりして忙しい雰囲気をもっていると、相手はちょっと引いてしまうかもしれませんし、業務に追われるなかで見落としてしまうニーズもあるかもしれません。また、専門職だけではなく、地域社会で活動する様々なボランティアの方々とネットワークを密にしていくことで隠れているニーズを発見できることも多々あると考えます。

私は長く依存症回復施設の運営に関わるボランティアをしてきましたが、そこで耳にした「相談」に関する言葉は、至言とし耳に刻み込まれています。

「相談は、何を相談するかではなく、誰に相談するかで、その内容の質が変わる」というものです。その言葉を耳にしたのはまだ私が20代の頃でしたが、今でもこの言葉を胸に刻んでいます。そして折々に、援助場面における自分自身は相手にとって信頼に足る人間かということを自戒しています。

システムや法律などはすぐにできるものではありません。法律のなかでは成立し公布されると同時に施行されるものもありますが、施行まで相応の準備期間を要するのが通例です。

ただ、それを待っていては事態の解決はますます遅れ、「巻き込まれる」かたちで非行に及ぶ少年、そして当然ながら被害者等も増え続けることとなります。

対人援助職は無論のこと、我々「大人」がこの社会を構成する一員であるという自覚を持ち、システムや法律があるからそれを守るという能動的な姿勢ではなく、社会を少しでも良くするために大切な何かを「守る」といった姿勢を持って取り組むことが強く求められていると感じています。

私の世代でも(昭和の終わりと共に高校を卒業したぐらいの世代だとお考え下さい)、社会は決して安全なものとはいえませんでした。私は1学年が10クラス近い小学校、中学校に至っては10クラスを優に超える大規模な中学校で義務教育時代を過ごしました。当時も環境が「安全安心」であったわけではありませんでした。今ほど自動車運転に関する法律の整備も進んでいなかったため交通事故もよく耳にしました。「あのエリアに行く際はカツアゲ(恐喝)にあわんようにせんとあかん」ということが同年代同士でささやかれたりしていました(他の中学校で学生時代を過ごした同僚は、「御札は靴下のなかにいれとった」といっていました)。「光化学スモック注意報」が発令されると運動場から校舎内に入ることもしばしばでした。

それでも、さりげない近所の人の見守り(決して監視というものではなく)があって、危険なことをされると厳しく注意されることもあり、それに対して叱られた子どもの親が感謝こそすれ文句をいうといった場面を少なくとも私は見たことはありませんでした。おつかいにいたり集団登校で年少者をきちんと誘導するといったちょっとした頑張りをさりげなくほめてもらえるといったこともありました。「地域の子どもを地域で育てる」といった雰囲気があり、こうしたリアルな体験の中で「やっていいこと、悪いこと」を覚え、自身の手にあまることは「解決できる誰かに相談する」ことも覚えていったように思います。もちろんこうしたことを記載して「昔はよかった」という懐古譚で結ぶわけではありません。近年、当初は介護保険をメインに考案された(と報告者は認識は認識しています)「地域包括ケアシステム」に様々な「ケアされるべき人」が含まれるようになっていきます。司法福祉の関連では刑務所出所者等もそうですし、医療の場面では難病、精神疾患・精神障害等も含まれています。「にも包括」といった略語が普通に(業界界限では)用いられるように「精神障害者の方のニーズにも対応できる地域包括ケアシステム」の在り方についての議論に触れることもしばしばです。ソーシャルインクルージョンということを考えれば、地域包括ケアシステムの中に様々な方を含めていくのは当然の流れだと思いますが、肝心の「地域」の在り方、特に共助や互助といったことについては、現在の地域社会にそれが当然「あるもの」として議論や施策を進めていくことはどうなのかという思いがあります。たとえば、昨今各地で展開されている「地域食堂」「子ども食堂」ひとつをとっても、志ある人の善意やその方が持つ地域ネットワークで成り立

っていることを、実際の支援の端につながっている私は強く感じる場合があります。つまり、既存の地域社会をあるものだと思い込むことなく、地域における「関係性」をアセスメントし、どのようなきっかけや仕掛けがあれば、地域社会一人一人の善意や熱意を引き出しそれらを好循環させるシステムができていくのか考えていく必要があると私は強く思います。

参考文献

令和5年版犯罪白書

令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要(文科省 R5. 10.31)